

高知がん診療連携協議会がん薬物療法部会細則

令和2年1月14日
制定

(設置)

第1条 高知がん診療連携協議会設置要綱（平成18年10月10日制定）第6条の規定に基づき、高知がん診療連携協議会（以下「協議会」という。）に、がん薬物療法部会（以下「部会」という。）を置く。

(目的)

第2条 部会は、臨床成果の発表等を通じた高知県におけるがん薬物療法従事者の知識や技能の向上並びに部会員相互の連携を通じたがん患者や家族に対するがん薬物療法に関する正しい情報の提供及びがん患者の生存期間の延長やQOLの維持に資することを目的とする。

(業務)

第3条 部会は、前条の目的を達成するために、次の各号に掲げる事項を行う。

- (1) がん患者及びその家族並びに医療従事者へのがん薬物療法に関する情報提供に関すること。
- (2) 国内又は高知県内の学会、研修会、講演会等を通じた情報提供や臨床成果の発表に関すること。
- (3) 部会員相互の情報交換に関すること。
- (4) 関連する学会やネットワークとの交流に関すること。
- (5) その他、目的を達成するために必要な事項

(組織)

第4条 部会は、次の各号に掲げる者で組織する。

- (1) 都道府県がん診療連携拠点病院に所属する者 1人
- (2) 地域がん診療連携拠点病院に所属する者 1人
- (3) 地域がん診療病院に所属する者 1人
- (4) がん診療連携推進病院に所属する者 1人
- (5) 高知県健康政策部健康対策課に所属する者 1人
- (6) その他部会長が必要と認めた者 若干人

2 前項第1号から第4号までの部会員はがん薬物療法に関する専門的な知識を有する医師、薬剤師、看護師その他の専門職とする。

(部会長等)

第5条 部会に、部会長及び副部会長を各1人置く。

2 部会長は前条第1項第1号から第4号までの部会員の中から協議会会長が指名し、副部会長は部会員の中から部会長が指名する。

3 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故のある時は、その職務を代理する。

(会議)

第6条 会議は、部会長が必要に応じて招集し、部会長が議長となる。

(報告)

第7条 部会長は、活動状況、検討結果等を適宜協議会会長に報告する。

(庶務)

第8条 部会の庶務は、高知大学医学部・病院事務部において処理する。

(雑則)

第9条 この細則に定めるもののほか、必要な事項については、別に定める。

附 則

この細則は、令和2年1月14日から施行する。